

各 位

会 社 名 東京インキ株式会社 代表者名 代表取締役社長 大橋 淳男 (コード番号 4635 東証第2部) 問合せ先 総 務 部 長 大蔵 博 (TEL.03-5902-7651)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第145回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という)に、株式併合に係る議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である 単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するものであります。

(2)変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(3)変更の条件

本定時株主総会において、後記「2.株式併合」に係る議案ならびに後記「3.定款の一部変更」に記載の単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力発生するものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

前記「1.単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、 当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とす ることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

7,400,000 株 (併合前74,000,000 株)

④株式併合の影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純 資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。株式市場の変動など 他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑤併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	27, 257, 587 株
株式併合により減少する株式数	24, 531, 829 株
株式併合後の発行済株式総数	2, 725, 758 株

- (注)「株式併合により減少する株式数」と「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式 総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。
 - ⑥併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10 株未満	292 名(11.68%)	412 株(0.00%)
10 株以上	2,209名 (88.32%)	27, 257, 175 株(100. 00%)
合計	2,501 名(100.00%)	27, 257, 587 株(100. 00%)

- (注)本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有の株主様が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。
 - ⑦1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案ならびに後記「3. 定款の一部変更」に記載の 単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されるこ とを条件として、平成29年10月1日をもって効力発生するものといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

前記「1.単元株式数の変更」および「2.株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式 併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数) を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第8条(単元 株式数)を変更するものであります。また、本変更は、株式併合の効力発生日に効力を発生する よう、定款の附則にその旨の規定を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたしま す。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線は変更部分を示します。)。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、
<u>7,400万株</u> とする。	<u>740万株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> と	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> と
する。	する。
(新設)	<u>附則</u> 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成 29年10月1日とする。なお、本附則は、同日の 経過後自動的に削除されるものとする。

(3)変更の条件

本定款の一部変更は、本定時株主総会において、前記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

4. 日程

取締役会決議日平成 29 年 5 月 15 日定時株主総会開催予定日平成 29 年 6 月 29 日 (予定)1,000 株単位での売買最終日平成 29 年 9 月 26 日 (予定)100 株単位での売買開始日平成 29 年 9 月 27 日 (予定)単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、 株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

- Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数1,000株から100株に変更いたします。
- Q2. 株式併合とはどのようなことですか。
- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。
- Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。
- A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。
- Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。
- A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。 具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で所有株式数および議決権は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,652 株	3個	365 株	3個	0.2株
例②	2,000 株	2個	200 株	2個	なし
例③	1,200 株	1個	120 株	1個	なし
例④	555 株	なし	55 株	なし	0.5株
例⑤	59 株	なし	5 株	なし	0.9株
例⑥	7 株	なし	なし	なし	0.7株

例②③に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人ま

でお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

- Q5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。
- A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては株主様所有の株式数は、株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

- Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。
- A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q7. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。
- A7. 特に必要なお手続きはございません。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社 または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時から17時(土日・祝日を除く)